

追加型証券投資信託

パインブリッジ全世界厳選プレミア株式ファンド
(四半期決算型)

投資信託約款

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①日本を含む世界各国の取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式に投資を行う投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。））およびわが国の公社債に投資を行う投資信託証券に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指します。
- ②投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から委託者が選択します。なお、指定投資信託証券については見直すことがあります。
- ③日本を含む世界各国の取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。
- ④わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑤実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券への投資割合は制限を設けません。（ただし、わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資を除きます。）
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③デリバティブへの直接投資は行いません。投資対象の投資信託証券におけるデリバティブの使用はヘッジ目的に限られます。投資対象の投資信託証券においてヘッジ目的以外でデリバティブを使用した場合、投資対象から速やかに除外し、他の投資信託証券への投資に変更します。
- ④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10% 以内、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

3 月、6 月、9 月、12 月の各 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ①分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。
- ②分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
パインブリッジ全世界厳選プレミア株式ファンド（四半期決算型）
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項および第2項、および第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から2050年11月30日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合そ

の他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関(以下「指定販売会社」といいます。)が定める申込単位(お申込みは1口以上とします。)をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ この投資信託契約締結日以降において、第1項の場合の取得申込日がアイルランドまたはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には、受益権の取得申込の受付は行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(この投資信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。)に3.0%の率を乗じて得た額を上限として、指定販売会社が独自に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国籍投資信託証券の受付停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受

託者に対抗することができません。

(投資対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権（イ. ロ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 短期社債等
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。）
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることが無いものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 19 条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 20 条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 21 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、委託者は、投資信託財産にかかる為替の買予約の額と、投資信託財産にかかる為替の売予約の額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 24 条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明ら

かにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券およびマザーファンドにかかる投資信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日まで、12月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から2026年3月16日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託終了の日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 投資信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出、交付、提供に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務

に関する費用を含みます。)についても、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産中から受取ることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ④ 第2項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ⑤ 第1項に掲げる投資信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託事務の処理等に要する諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額を以下「諸経費」といいます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年10,000分の83の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第35条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額から、みなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる利子・配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第39条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3

項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 38 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 39 条 受益者(指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の場合の解約請求日がアイルランドまたはニューヨークの銀行休業日と同じ日付の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国籍投資信託証券の受付停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 40 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 41 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 20 億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属する

ときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第42条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この投資信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思

表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 47 条 この信託は、受益者が第 39 条に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 41 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 48 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 49 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 50 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2025 年 11 月 28 日

委託者 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

付表

- ・運用の基本方針および投資信託約款第 16 条に規定する「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託「パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド」

外国籍投資信託証券「パインブリッジ・グローバル・フォーカス・エクイティ・ファンド」

親投資信託

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド

投資信託約款

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として独立行政法人住宅金融支援機構が発行している貸付債権担保住宅金融支援機構債券（以下「機構MBS」といいます。）に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に投資信託財産の着実な成長を目指します。

2. 運用方法

（1）投資対象

独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構MBSを主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①主として、独立行政法人住宅金融支援機構が発行している機構MBSを中心に投資を行います。
- ②原則として、日本国債と同等またはそれ以上の格付けを付与されている銘柄に投資を行い、信用リスクの低減を図ります。
- ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）投資制限

- ①株式への投資は、転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得するものに限り、投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤デリバティブへの投資は行いません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率については制限を設けません。

親投資信託
パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド
投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第1項および第2項、および第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金500,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- (追加信託金の限度額)
- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項ならびに第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

- 第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号のイに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

- 第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500,000口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または投資信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資対象とする資産の種類)

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ．金銭債権（イ．ロ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。また、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券ならびに第8号および第12号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券ならびに第8号および第12号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法

人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条および第27条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものへの投資に限るものとし、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、もしくは取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第17条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用リスク集中回避のための投資制限の例外）

第18条 一般社団法人投資信託協会規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率については制限を設けません。

第19条 （削除）

第20条 （削除）

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第22条 （削除）

（信託業務の委託等）

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成24年9月18日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託終了の日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第32条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第33条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 34 条 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 35 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては、解約差金として処理します。

(一部解約)

第 36 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合も同じとします。
- ⑦ 第 3 項から第 5 項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 38 条 受託者は、信託が終了したときは償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 39 条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 42 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 45 条 （ 削除 ）

(運用状況に係る情報)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付の免除)

第 47 条 委託者は、この信託について受益者に対し、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 24 年 3 月 13 日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

三菱 UFJ 信託銀行株式会社